

# 会 議 録

会 議 の 名 称	平成27年度 第2回 小金井市交通安全推進協議会
事 務 局	都市整備部 交通対策課
開 催 日 時	平成28年3月28日（月）午後2時から
開 催 場 所	市役所第二庁舎801会議室
出 席 者	別紙のとおり
傍 聴 の 可 否	(可) ・ 一部不可 ・ 不可
傍 聴 者 数	0人
傍 聴 不 可 等 の 理 由 等	該当なし
会 議 次 第	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 会長あいさつ</li> <li>2 小金井警察署管内における交通情勢について</li> <li>3 議 題             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 平成28年春の小金井市交通安全運動推進要領（案）について</li> <li>(2) 交通安全運動期間中の広報活動等について</li> <li>(3) スタントマンを活用した自転車安全教室について</li> <li>(4) その他</li> </ol> </li> </ol>
会 議 結 果	別紙のとおり
発 言 内 容 ・ 発 言 者 名（主な発言 要旨等）	別紙のとおり
提 出 資 料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成28年春の小金井市交通安全運動推進要領（案）</li> <li>・ 平成28年春の交通安全運動市内広報文（案）</li> <li>・ チラシ（自転車を安全に利用しましょう）</li> <li>・ 東京都小金井市交通安全推進協議会設置条例</li> <li>・ 小金井市交通安全推進協議会委員名簿</li> </ul>

## 平成27年度第2回小金井市交通安全推進協議会会議録

1 日 時 平成28年3月28日（月）午後2時から

2 場 所 市役所第二庁舎8階 801会議室

### 3 内 容

(1) 都市整備部長あいさつ

(2) 会長あいさつ

(3) 小金井警察署管内における交通情勢について

(4) 議 題

① 平成28年春の小金井市交通安全運動推進要領（案）について

② 交通安全運動期間中の広報活動等について

③ 交通安全市民の集いの実施について

④ その他

### 4 出席者

【委 員】（敬称略）

齋藤 裕（代理者）、松縄忠一（代理者）、渡邊恭秀、鈴木和雄、土屋和子、  
斉藤浩、田原泰弘、横山 博、遠藤由香、正殿真司、井上智順

【小金井市】

東山博文（都市整備部長）、畑野伸二（都市整備部交通対策課長）、府川真之  
（都市整備部交通対策課交通対策係長）

【傍聴者】

なし

### 5 主な発言要旨等

【交通対策係長】開会、資格審査、配布資料の確認

【都市整備部長】挨拶

【会長】挨拶

**【交通対策係長】**

これもちまして会長と交代する。それでは土屋会長、議事の進行をお願いしたい。

**【会長】**

定めに従いまして議長を務めさせていただくので、よろしくをお願いしたい。  
最初に「小金井警察署管内における交通情勢について」を、警視庁小金井警察署大柳交通課長様から説明をお願いしたい。

**【小金井警察署交通課長】 小金井警察署管内における交通情勢について**

**【会長】**

ありがとうございました。何かご質問はあるか。

．．．．．質疑応答．．．．．

それでは次の議題に入らせていただく。

議題(1) 平成28年春の小金井市交通安全運動推進要領（案）について、事務局から説明をお願いしたい。

**【交通対策係長】**

平成28年2月2日付、内閣府交通対策本部で決定された「平成28年春の全国交通安全運動推進要綱」に基づき、東京都では、都民総ぐるみの運動として推進することとして首都交通対策協議会安全部会において、東京都における推進要領が決定された。都の推進要領を基本として、私ども事務局で作成したものを小金井市版の推進要領として、本日ご提案させていただくものである。

昨年中の都内の交通事故発生状況は、発生件数、死者数及び負傷者数ともに減少しているが、死者は161人（前年同期比－11人）と未だ交通事故により尊い命が失われており、また、依然として多くの方が交通事故の犠牲となっているなど厳しい状況は続いている。このため、交通事故死者全体の

4割近くを占める高齢者や、2割を超える二輪車の交通事故防止に重点的に取り組むとともに、自転車安全利用の推進、飲酒運転の根絶、交通安全教育の推進や、安全かつ円滑な道路交通環境の整備等の諸施策を、より計画的かつ効果的に展開していく必要がある。

まず目的である。「広く市民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、市民自身による道路交通環境の改善に向けた取組を推進することにより、交通事故防止の徹底を図ること」を目的としている。

スローガンであるが、今回より「交通死亡事故連続減少～チャレンジロード150～」が新たに掲げられており、これは、第9次東京都交通安全計画にて掲げられていた目標数値となっている。また、以前から同様である「やさしさが 走るこの街 この道路」というスローガンも引き続き掲げられている。

この時期は、入学・進級、また就職や人事異動のシーズンで、多くの人が新しい場所、慣れない環境で生活をスタートする時期にあたる。そのような時期に、全国的に交通安全を啓発しましょうということで、昭和23年以降、今回が136回目の交通安全運動ということになる。期間中の4月10日（日）は、「交通死亡事故ゼロを目指す日」ということで定められている。

主催機関としては、小金井市、警視庁小金井警察署管内交通安全協会、警視庁小金井警察署、本協議会、関係機関・団体ということで、皆さんで力を合わせてこの運動を実施してまいりたいと考えている。

推進要領の第5番として運動の基本、「子どもと高齢者の交通事故防止」である。平成18年秋の交通安全運動を行う際にこの「運動の基本」というものが設定されるようになった。なお、昨年・一昨年共に、春・秋ともこの「子どもと高齢者の交通事故防止」を運動の基本として掲げている。

続いて、第6運動の重点である。

- 1 自転車の安全利用の推進（特に、自転車安全利用五則の周知徹底）
- 2 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- 3 飲酒運転の根絶
- 4 二輪車の交通事故防止

の4項目を東京都で決めている。

そして、5 夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗車中の交通事故防止（特

に、反射材用品等の着用の推進及び自転車前照灯の点灯の徹底)であるが、この箇所は小金井市が独自に取り組む項目として記述した。

2 ページ以降は、先程ご説明した、第5運動の基本、第6運動の重点における具体的な推進要領ということで、それぞれ「家庭・地域で行うこと」、「運転者としてハンドルを握る際のポイント」、「職場や学校等で行うこと」を項目ごとにあげている。

先ほどお伝えした、6 ページ目「3 主催期間の推進事項」について、各推進事項を記述している。

以上、平成28年春の小金井市交通安全運動推進要領案をご提案申し上げます。よろしくご審議の上、承認賜われますようお願い申し上げます。

**【会長】**

以上で事務局案の説明が終わるが、ご意見、ご質問がありましたら、ご発言をお願いしたい。

..... 質疑応答 .....

**【会長】**

無いようでしたら、本案を原案どおり決定することにご異議はないか。

..... 異議なし .....

**【会長】**

ご異議がないようなので、「平成28年春の小金井市交通安全運動推進要領」は、原案どおり決定する。恐縮だがカッコ書きの(案)を消していただくようお願いしたい。

続きまして議題(2)交通安全運動期間中の広報活動等について、事務局から説明をお願いしたい。

**【交通対策係長】**

1 車両による広報活動

通勤・通学の時間帯にあたる午前8時から8時45分及び午後3時前

後の時間帯。毎日2回市交通対策課職員が交代で行う。場所は、武蔵小金井駅、東小金井駅及び新小金井駅の駅前広場を重点的に広報する。庁用車に装備された青色回転灯を点灯させて行うので、交通安全のみならず防犯パトロールの一躍も担っている。

なお、広報テープの録音は、毎回市内の中学生にご協力をいただいておりますが、今回は学校側との調整がつかず、1回お休みとさせていただき、交通対策課職員によるアナウンスとさせていただく。広報文は「資料2」のとおりである。なお、お伝えした時間以外にも職員が現場に行く際にはあわせて実施する予定である。

## 2 交通安全ポスターの掲示

例年どおり、市庁舎をはじめ、従前どおり市内の全ての教育機関、全ての金融機関、店舗数は減少してしまいましたが全てのガソリンスタンド等、67の事業所に合計99枚の啓発ポスターを配布し、市民への周知活動にご協力をいただく予定である。

## 3 自転車安全利用に関するチラシの配布

本日配布している、「自転車を安全に利用しましょう」のチラシだが、交通安全ポスターの掲示依頼と併せて各事業所に対して配布する。

## 4 のぼり旗の設置

「交通安全運動実施中」をお知らせするのぼり旗を運動期間中、市内の主要箇所、市役所本庁舎前・第二庁舎前、そして小金井警察署前を中心に設置する。

これにより、ドライバー、歩行者、自転車利用者等全ての市民に交通安全運動が実施されていることを周知して行きたいと考えている。

## 5 市報・ホームページ、ココバス車内による広報

市報「こがねい」4月1日号及び市ホームページを活用して、広報する。また、ココバス車内においてもチラシを掲示する予定である。

## 【会長】

何かご意見・ご質問等はないか。

．．．．．質疑応答．．．．．

無いようなので、(3) スタントマンを活用した自転車安全教室について、事務局から説明をお願いしたい。

**【交通対策課係長】**

「スタントマンを活用した自転車安全教室」についてご報告させていただく。

テレビや映画で活躍中のプロのスタントマンが、実際に発生した交通死亡事故を再現し、目の前でそれを疑似体験することにより、交通安全を心掛けるようになる。また、この交通安全教育を受講した中高生が将来ハンドルを握るようになった時、悲惨な交通事故を起こさないように、安全運転を行うドライバーに育ててほしいという長期的なスパンの交通安全プログラムである。

小金井市では、市立中学校に於いて3年を1サイクルで実施しているので、市立中学校5校に通う小金井市の中学生は、在校中に必ずこのプログラムを受講できるということになる。今年度は南中及び一中にて実施した。

なお、次年度は東中が9月1日に、緑中は10月21日に実施する予定となっている。今後も継続して実施して行きたいと考えている。

**【会長】**

以上で事務局からの説明が終わるが、ご意見、ご質問があれば、ご発言をお願いしたい。

．．．．．質疑応答．．．．．

他になければ最後に事務局より事務連絡をお願いしたい。

**【交通対策係長】**

委員の皆さんの任期についてである。

東京都小金井市交通安全推進協議会設置条例第7条で「委員の任期は、

2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。」と規定されている。

現委員さんの任期が、平成26年5月1日から平成28年4月30日までの2年間となっている。任期の途中、人事異動等でご就任いただいた委員さんについても「前任者の残任期間とする」という規定のとおり、平成28年4月30日で満了する。

したがって、このメンバーで開催する会議は、今回が最後となる。また、今後事務局では、委員の改選の手続きを進めるので、関係各位においては、新委員推薦のご協力方、何卒よろしくお願ひしたい。

#### 【会長】

何かご質問はあるか。

・・・・・・質疑応答・・・・・・

無ければ、これで平成27年度第2回小金井市交通安全推進協議会を終了する。